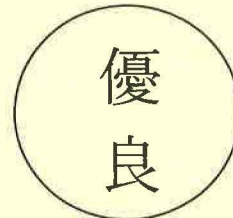


産業廃棄物 処分業許可証

住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
氏 名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 上 田 文 雄



許可の年月日 平成25年 4月11日

許可の有効年月日 平成30年 7月11日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 圧縮（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

ア 廃プラスチック類

イ 金属くず

ウ ガラスくず、コンクリートくず（工物の藤 藻刈除去に伴って生じたもの除く）及び陶磁器くず

(2) 選別（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

ア 廃プラスチック類

イ 金属くず

ウ ガラスくず、コンクリートくず（工物の藤 藻刈除去に伴って生じたもの除く）及び陶磁器くず

（ただし、廃OA機器及びそれに類する機器、看板類、オフィスから排出される事務用品類並びに廃トナーに限る。）

(3) 破碎（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

ア 廃プラスチック類

2 事業の用に供する施設

| 種 類 | 設 置 場 所 | 設置年月日 | 処理能力 |
|-----|--------------------------|-------------|-----------|
| 圧縮 | 西区発寒15条13丁目1020番地183,184 | 平成8年7月12日 | 160 t/日 |
| 選別 | 西区発寒15条13丁目1020番地182 | 平成13年11月22日 | 5.8 t/日 |
| | 西区発寒16条13丁目1020番地258 | 平成17年1月6日 | 7.6 t/日 |
| | 東区東苗穂2条1丁目5番1号 | 平成21年6月16日 | 400 kg/日 |
| 破碎 | 西区発寒15条13丁目1020番地182 | 平成23年6月30日 | 1.375 t/日 |

3 許可の条件 無

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 7月12日 新規許可
平成13年 7月12日 更新許可
平成13年11月22日 変更許可（上記1(2)の追加）
平成18年 7月12日 更新許可
平成23年 7月12日 更新許可
平成25年 4月11日 変更許可（上記1(3)の追加）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

書換交付

平成29年2月14日

事由

本店所在地の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。